

平成 27 年 6 月 23 日
部 長 会 決 定
平成28年7月14日改正

国立水俣病総合研究センター コンプライアンス基本方針

「国立水俣病総合研究センターにおけるコンプライアンス」とは、我が国の研究機関として、関連法令、国際的な約束、及び各種規程を遵守し、社会的規範に則り、高い倫理感と社会的良識を持って業務を行うことをいう。国立水俣病総合研究センターは、その使命を果たすため、職員のコンプライアンスに関する基本方針を以下のように定める。

1 国立水俣病総合研究センターにおけるコンプライアンスへの取組

(1) 国立水俣病総合研究センターにおけるコンプライアンスの基本的考え方

我が国の研究機関として、水俣病における医療・福祉や調査研究、国内外への情報発信等において、社会から高い信頼性を得てその使命を果たすため、一般の民間組織以上にコンプライアンスの徹底が求められており、社会的信頼を損ねることのないよう、健全な組織運営を行うため、不断の努力を重ねていく必要がある。

(2) 職員のコンプライアンスに対する責務

職員は、業務を行うにあたり、公正・誠実な行動を徹底し、関連法令及び国際的な約束を遵守することをはじめ、社会から高い信頼性を得るよう努めるとともに、国立水俣病総合研究センターの使命を果たすことを常に念頭に置き、コンプライアンスを実践するものとする。

2 コンプライアンスの推進

コンプライアンスを確実に実践することを推進するため、委員長を主任研究企画官、副委員長を国際・総合研究部長とするコンプライアンス委員会を設置し、委員長をコンプライアンスの推進責任者として国立水俣病総合研究センターの次に掲げる事項について、審議等を行う。

- (1) コンプライアンスの実施に関する事項
- (2) コンプライアンスの推進状況のフォローアップ
- (3) フォローアップの結果に基づいた必要な改善措置
- (4) その他コンプライアンス実践のため必要な事項